

〇〇〇〇学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本〇〇は、教育基本法及び学校教育法に基づき、〇〇〇〇に関する専門技術及び理論を修得させ、あわせて一般教養の向上を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 本〇〇は、〇〇〇〇という。

(位置)

第3条 本〇〇は、〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

第2章 課程、収容定員、修業期間、休業日等

(課程の組織、)

第4条 本〇〇の課程、学科、収容定員、修業期間等は次のとおりとする。

課程名	昼夜の別	収容定員	修業期間	始業及び終業時刻
〇〇〇〇課程		名	〇月〇日から〇月〇日まで	〇時から〇時まで
〇〇〇〇課程		名	〇月〇日から〇月〇日まで	〇時から〇時まで

(学年及び学期)

第5条 本〇〇の入学期は、毎年〇月〇日（、〇月〇日）とする。

2 本〇〇の学期は、次のとおりとする。

(1) 〇〇〇〇〇〇課程

第1学期 〇月〇日から〇月〇日まで

第2学期 〇月〇日から〇月〇日まで

第3学期 〇月〇日から〇月〇日まで

(2) 〇〇〇〇〇〇課程

前期 〇月〇日から〇月〇日まで

後期 〇月〇日から〇月〇日まで

(休業日)

第6条 本〇〇の休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する日

(3) 開校記念日 〇月〇日

(4) 夏期休業日 〇月〇日から〇月〇日まで

(5) 冬季休業日 〇月〇日から〇月〇日まで

(6) 春季休業日 〇月〇日から〇月〇日まで

第3章 教育課程、授業時数及び教員組織

(教育課程及び授業時数)

第7条 本〇〇の教育課程及び授業時数は、別表のとおりとする。

(教職員)

第8条 本〇〇に次の教職員を置く。

校長

教員 名以上

講師 名以上

助手 名以上

事務職員 名以上

学校医 名

2 校長は校務をつかさどり、所属教職員を監督する。

第4章 入学、休学、退学、卒業及び賞罰

(入学資格)

第9条 本〇〇の入学資格は、次のとおりとする。

〇〇課程 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇課程 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

(入学許可)

第10条 入学は、校長がこれを許可する。

(出願手続)

第11条 入学を希望する者は、本〇〇の定める入学願書に必要事項を記載し、第18条に定める入学検定料を添えて、指定期日までに提出しなければならない。

(入学手続)

第12条 本〇〇に入学を許可された者は、入学許可の日から〇日以内に第18条に定める入学金を納入し、入学手続を行わなければならない。

(休学)

第13条 生徒が、疾病その他やむを得ない事由によって、〇日以上休学する場合は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

2 前項の者が復学しようとする場合は、その事由を記し、復学することができる。

(退学)

第14条 退学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

(卒業)

第15条 本〇〇所定の課程を終了した者には、卒業証書を授与する。

(褒賞)

第16条 成績優秀にして、他の模範となる者は、褒賞することがある。

(退学処分)

第17条 次の各号の一に該当する者には、退学を命じることがある。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第5章 授業料、入学金等、その他

(授業料、入学金等)

第18条 本〇〇の授業料、入学金等は、次のとおりとする。

授業料（月額）	〇〇, 〇〇〇円
入学金	〇〇, 〇〇〇円
〇〇費	〇, 〇〇〇円
入学検定料	〇, 〇〇〇円

- 2 生徒が在籍中は、出席の有無にかかわらず授業料を所定の期日までに納入しなければならない。
- 3 生徒が休学したときは、前項の規定にかかわらず、またその始期にかかわらずその始期の属する月の翌日から授業料を免除することがある。
- 4 正当な理由がなく、かつ、所定の手続を行わずに授業料を〇月以上滞納し、その後においても納入の見込みがないときは、退学を命じることがある。
- 5 既に納入した授業料、入学金、〇〇費及び入学検定料は、原則として返納しない。ただし、入学する年度の3月31日以前に入学を辞退した場合において、既に納入している授業料、〇〇費については、この限りではない。
- 6 授業料は、別に定めるところにより、その全部または一部を免除することができる。

(健康診断)

第19条 健康診断は、毎年1回、別に定めるところにより実施する。

(雑則)

第20条 この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この学則は、□□〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

(注) 学則改正の都度改正年月日を附則に書き足し、改正の経緯を明瞭にすること。

例 附則(□□〇〇年〇〇月〇〇日一部改正)

この学則は、□□〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。ただし、入学金、〇〇費及び入学検定料の額については、□□〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

附則(□□〇〇年〇〇月〇〇日全部改正)

〇〇〇〇〇〇〇〇…。

別表

課程名			課程名		
授業科目	年間授業時数	週授業時数	授業科目	年間授業時数	週授業時数